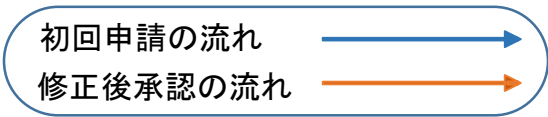
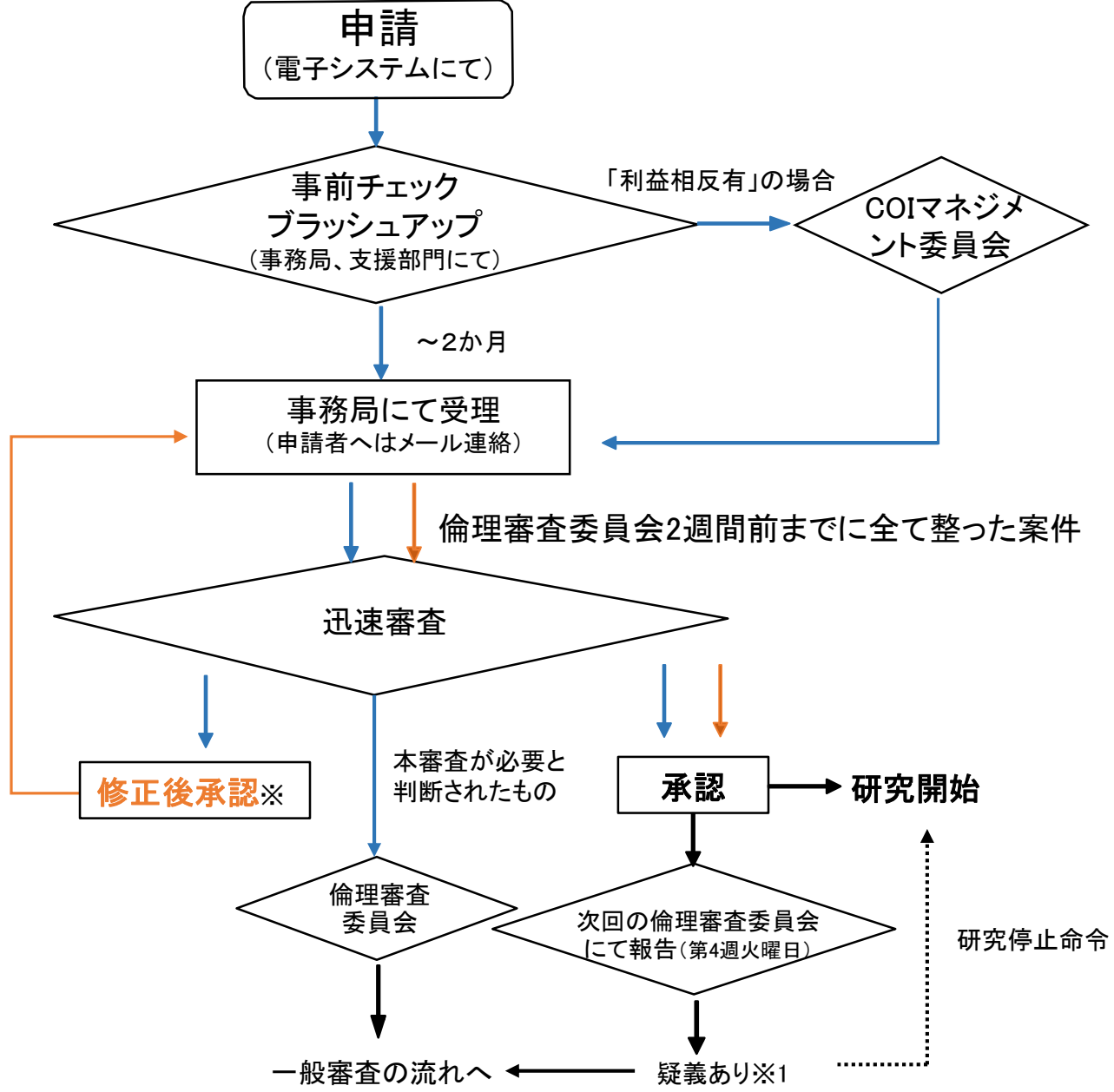


# 倫理委員会新規申請～承認まで(迅速審査)

迅速審査に該当する研究とは

- ① 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
  - ② 研究計画書の軽微な変更に関する審査
  - ③ 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - ④ 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- ※但し、上記の研究でも委員の判断により一般審査となるもの有



※1.疑義が生じた場合は研究継続のまま一般審査  
 重大な疑義が生じた場合は研究を一旦停止し一般審査へ

※修正後承認の場合は、その理由をe-mailにて研究責任者へ通知致します。  
 それに対する回答・修正は21日以内をお願いします。21日を超えても回答  
 の無い場合は取下げとさせていただきます。